

平成26年8月1日発行

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 29

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央4丁目16-2

稚内市保健福祉センター2階

電話 0162-23-4133

特殊詐欺被害の状況

最近、管内で特殊詐欺による被害及び未遂事案が発生しています。

特殊詐欺とは

(稚内警察署)

面識のない不特定多数の者に対し、電話等を用いて、対面することなく金品をだまし取る詐欺の総称で、具体的には下記のとおりです。

振り込み詐欺（オレオレ詐欺・架空請求詐欺・融資保証金詐欺・還付金詐欺）、
金融商品などの取引を名目とした詐欺、
異性交際あっせんを名目とした詐欺、
ギャンブル必勝法等の情報提供を名目とした詐欺

平成25年中、道内の振り込み詐欺などの

認知件数は 217件

被害総額は 約8億8,000万円 でした。

特に高齢者（65歳以上）の被害が多く、被害の6割を占めています。

また現金書留以外で、現金を送ることはできません。儲け話やトラブル解決名目で代金を請求するなどの電話があったら、「一人で決めない・すぐに対応しない」ことが重要です。

すぐに**稚内警察署電話24-0110**へ相談してください。

☆☆☆ 無料法律相談の活用を！ ☆☆☆

稚内市は「無料法律相談」を毎月1回実施しています。

相談時間は午前11時から午後3時までです。（相談時間は1人25分）

事前申し込みが必要ですので、相談を希望される方は下記までご連絡下さい。

【実施日】 9月21日 ・ 10月19日 ・ 11月9日

稚内市生活衛生課生活衛生グループ 電話（直通）23-6497

相談事例(稚内市消費者センター)

ワンクリック請求

【 相 談 内 容 】

スマートホンでネットを見ていた。ネットの広告からアダルト動画サイトに入り年齢確認画面をクリックすると登録完了となり、高額な請求額の画面になった。慌ててすぐに画面を消した。翌日スマートホンを見ると、登録完了となっていて、請求額は通常31万円で180日見れるが、3日以内に精算をすると9万9千5百円となり、クーリング・オフは出来ないと言うことが書いてあった気がする。支払先は載っていなかったと思うが、支払わなければならないのか。もしくはスマートホンの請求に合わせて請求されるのか。

【 対 処・結 果 】

相談者に確認したところ、高額な請求画面になったサイト先へは、メールも電話もしていないとのことだった。サイトにアクセスしただけでは申込みしたことにはならず、契約が成立しているとは考えられないこと。また、電子消費者契約法による無効を主張できる旨説明。ワンクリック請求と思われるため、支払う必要はない。スマートホンの請求でも合わせて請求されることはないと思われる。これからもそのサイトへの連絡は一切せず、個人情報をお教えしない事。万が一、今後何かあったら、再度相談するよう助言した。

ワンポイントアドバイス

- ・不用意にアクセスやクリックをしない
- ・あわてて相手業者に連絡しない

相手に電話をしたり、確認メールを送ったりすると、自分の連絡先を伝えてしまいます。パソコンのIPアドレス、携帯電話の個体識別番号から個人情報は分かりません。

- ・利用料金の請求を受けても、言われるままに支払わない

クリックしただけで、直ちに契約は成立しないので、落ち着いて対応してください。

困った時は稚内市消費者センターにご相談ください。

電話・FAX 0162-23-4133 (稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階)